

第8章 災害時等への対応について

第1 自然災害等発生時の対応のために

保育所等児童福祉施設は、どのような場合でもまず園児の安全確保と、園児と関わる職員の安全確保が重要です。佐賀県においても台風や大雨による風害や水害などが発生した場合、たとえ1日に1食（昼食とおやつのみ）の給食であっても、保育を中止すれば済むものではありません。

さまざまな災害を想定し、万が一の時に適切に対応すべく、実際に運用できる具体的な対応マニュアル等を、各園で整備していくことが必要です。（災害等への対応確認表：P143）

地震をはじめとする風・雪・水害は、建物への被害の他、ライフラインの寸断等を伴う場合が多く、生活に支障をきたします。また地域別に被害を受けるため、流通等が停滞し、食料等が不足する可能性が高いのも特徴です。

過去の地震の際の事例における救援物資の配達や自衛隊等の給食支援の現状から、日頃から「非常食等を準備しておくことの重要性」が確認されています。

1 園児を園で保護する必要がある場合

災害が保育時間中に発生した場合、保護者が直ぐに園児を迎えに来ることができないなど、園で保護することが必要となります。

ライフラインの寸断などにより、発生後1～2日は外からの支援物資や給食が提供されないことが予想されるので、少なくとも1日分（3食分）は、熱源や水道等調理設備が使えなくても食べられるもので作成された献立（おやつ含む）に基づき、園児と職員の食事（乳児用ミルク含む）を備蓄しておくことが必要であると考えられます。

また水や使い捨ての食器、カセットコンロなどの熱源、調乳用の水（硬水でないこと）、哺乳瓶等、関連して必要となるものも一緒に備蓄しておくことが必要です。

アレルギー等特別な調整が必要な児のための特殊な食材（通常で手に入りにくい食品）については、特に準備が必要となります。

2 保育の中止・再開

災害が発生し保育園に被害があった場合、保育園の被害状況によって保育の中止や再開が検討されます。

地域的に被害がある場合には、保護者は自宅や職場等の対応に追われるため、保育の早期再開が求められ、被害の程度によって保護者が弁当を持たせることができないことが想定され、保育の再開とともに給食が必要となります。

水道や熱源が復旧しなくても給食が提供できるよう、備蓄を平時から検討しておくことが必要です。

3 職員の勤務体制

職員が被災し通常の勤務体制ができなくなることが想定されます。少ない職員で、あるいは栄養士や調理師等でなくても給食が実施できるよう、保育所の全職員で対応を共有しておくことが必要です。

また、職員が不足する場合、どのように職員を補完したらよいかを検討しておくことが必要です。

第2 食中毒・感染症の対応

給食が原因の食中毒はあってはならないことですが、万が一発生した場合、必要な対応を行うため一時的に調理設備が使用できなくなります。

また給食が原因でない場合や感染症においても、調査や二次汚染、感染拡大防止等のための対応が重要です。

園児及び職員の健康管理と、もし食中毒や感染症の疑いがある場合の対処方法について、保育者と十分に連携した適切な対応ができるよう、具体的なマニュアルを作成しておくことが必要です。

第3 実地訓練とシミュレーション

自然災害等発生時に適切に対応を行うためには、平時から災害を想定したシミュレーションと訓練が必要です。

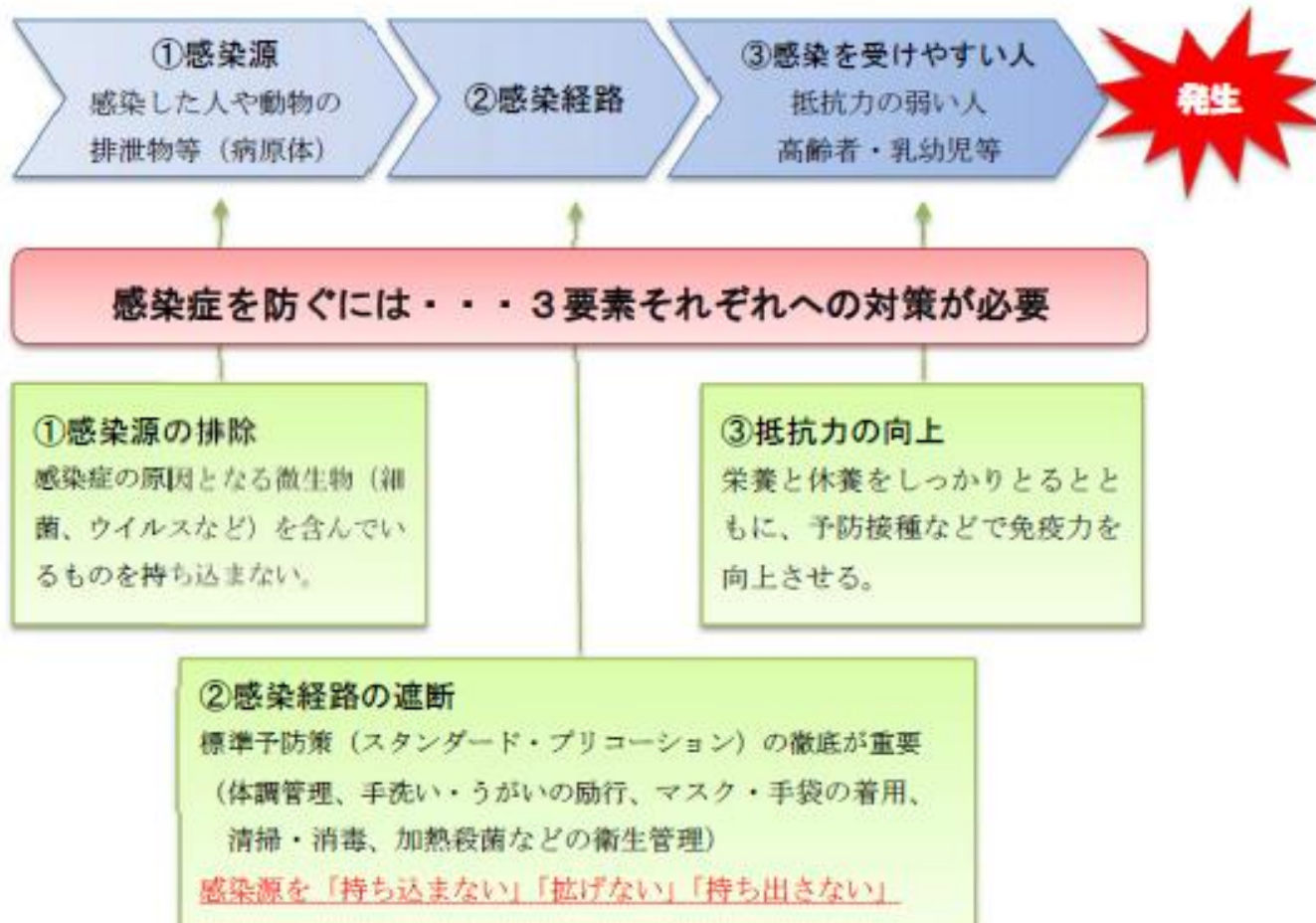
マニュアルの作成のみならず、具体的に誰が何をどうするのかを想定し、実施可能かどうか訓練して検証しておくことが重要です。

実際の災害では、どのような状況になるかはわかりません。応用できる対応とするためには、担当者のみで考えるのではなく、保育所全体での対応策とその共有が不可欠です。定期的に訓練を行い、全職員が共有できるようにすることが重要です。

また食中毒や感染症の場合も同様に、万が一食中毒事故等が発生した場合には、事故の拡大を最小限にとどめるため早急な対応が求められます。具体的なマニュアルと、そのための実地訓練が重要です。

●感染症の成り立ちとその予防

感染症は、①感染源、②感染経路、③感染を受けやすい人の3要素すべてがそろった場合に発生する。予防のためには、それぞれに対する対策が必要である。



●食中毒と感染症の違い

①汚染された食品を介して発生する⇒食中毒（食品→人）

- ・細菌・ウイルスに汚染された食品を、生又は不十分な加熱処理で食べた場合
- ・感染した人が十分に手を洗わず調理を行ったり、使用する調理器具が汚染されたりすることで、食品が汚染され、それが原因になることもある。

②感染した人の嘔吐物や便を介して他の人に発生する⇒感染症（人→嘔吐物や便→人）

- ・細菌やウイルスが付着しているもの（嘔吐物や便）をさわったり、その手指を介して細菌やウイルスが口に入った場合
- ・便や吐物が乾燥して細かな塵と舞い上がり、その塵と一緒に細菌・ウイルスを体内に取り込んだ場合